

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理(健康増進法)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は、健康管理(健康増進法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

行方市長

## 公表日

令和4年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(健康増進法)に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。</p> <p>■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 健康増進法に基づき、住民の各種検診の実施、健診結果等の指導・管理を行う。 番号法の別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報連携ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p> <p>■対象となる検診(一次及び精密)の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん</li> <li>・大腸がん</li> <li>・肺がん</li> <li>・子宮頸がん</li> <li>・乳がん</li> <li>・肝炎ウイルス検診</li> <li>・骨粗鬆症検診</li> <li>・歯周疾患検診</li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム, 宛名管理システム, 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民健診ファイル, 宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第76項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。) 第50条</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第19条第8号 別表第二 102の2の項</li> <li>・別表第二の主務省令 第50条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	I-5.評価実施機関における担当部署名①部署	保健福祉部健康増進課	市民福祉部健康増進課	事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	健康増進課長	健康増進課長	事後	
	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200	行方市市民福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200	事後	
	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市保健福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200	行方市市民福祉部健康増進課 茨城県行方市山田3282-10 0291-34-6200	事後	
	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3目的を超えた紐付け事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7特定個人情報の漏えい、滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-8実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9従業者に対する教育・啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	II-いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
令和4年3月11日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づく住民健診の管理(健康増進法による健康相談、健康教育、訪問指導、がん検診、健康診査等の健康増進事業を実施するにあたり対象者の把握、受診券等の通知発送、結果の管理等に関する事務を行う。)	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。  ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 健康増進法に基づき、住民の各種検診の実施、健診結果等の指導・管理を行う。 番号法の別表第二に基づき、健康増進法による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務において、情報連携ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。  ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん ・大腸がん ・肺がん ・子宮頸がん ・乳がん ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診	事前	
令和4年3月11日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	事前	
令和4年3月11日	I-3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第76項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第76項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。)第54条	事前	
令和4年3月11日	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二の主務省令」という。)第50条  【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二 102の2の項 ・別表第二の主務省令 第50条	事前	
令和4年3月11日	II-いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月26日	事後	
令和4年3月11日	IV-6.情報提供ネットワークシステムとの接続	「接続しない(入手)」に○の記載	「接続しない(入手)」の○の記載削除	事前	
令和4年3月11日	IV-6.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	